(文教科学委員会)

国立大学法人法の一部を改正する法律案 (閣法第一〇号) (衆議院送付) 要旨

営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、 改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運 できる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講 本法律案は、 国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)の管理運営の 国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合しようとするものであ 国立大学法人等が長期借入金等を充てることが

が 針 いう。 うかについての監督を行う機関として、 :決議した運営方針事項の内容に基づいて適切に行われていないと認めるときは、学長に対し、 事項」という。)について決議するとともに、 国立大学法人のうち事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するものを 特定国立大学法人には、 中期目標についての意見、 運営方針会議を置く。 決議した内容に基づいて適切に運営が行 中期計画の作成等に関する事項 運営方針会議は、 特定国立大学法 「特定国立大学法人」と わ (以 下 れてい 必要な措 人の 「運営方 るかど 運営

り、

その主な内容は次のとおりである。

置を講ずることを求めることができる。

運営方針会議は、三人以上の運営方針委員及び学長で組織する。運営方針委員は、 学長選考・監察会議

との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。

三、特定国立大学法人以外の国立大学法人は、特別な事情によりその運営に関して監督のための体制を強化

する必要があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を置くことができる。

匹、 国立大学法人等は、 先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備に必要な費用に充てるた

め、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。

 国立大学法人等は、 その所有する土地等の第三者への貸付けについて、 あらかじめ文部科学大臣の認可

を受けた貸付計画に基づいて土地等の貸付けを行う場合には、 現行制度上、 個別の貸付けごとに必要とな

る文部科学大臣 の認可を要せず、 届出によって行うことができる。

国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合し、 国立大学法人東京科学大学とす

る。

七、この法律は、一部を除き、令和六年十月一日から施行する。